# 宮城県屋外広告物制度（条例改正）説明会

大河原会場　平成30年2月14日
大 崎 会 場　平成30年2月20日
仙 台 会 場　平成30年2月28日

宮城県　土木部　都市計画課

# 1．屋外広告物制度とは

## 〔屋外広告物の種類〕

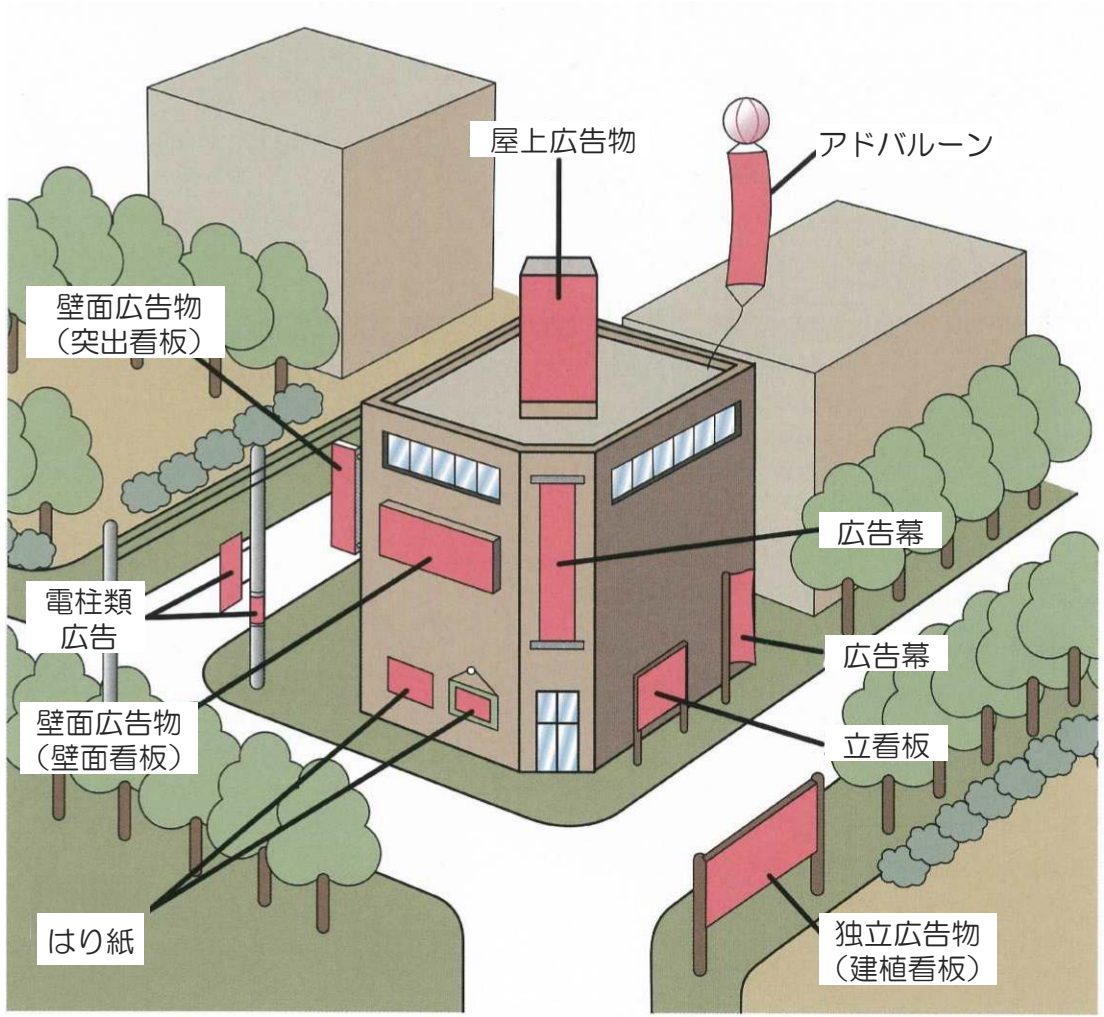


## 〔屋外広告物の定義〕

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

② 屋外で表示されるもの

③ 公衆に表示されるもの

④ 看板，立看板，はり紙，はり札並びに広告塔，広告板，建物，その他の工作物等に掲出，表示されたもの，これらに類するもの

営利，非営利は問わず，①～④を満たすものは屋外広告物に該当する。

# 1. 屋外広告物制度とは

〔屋外広告物法の目的（法第1条）〕

## ①良好な景観の形成及び風致の維持

良好な景観形成に寄与する大切な要素である。

⇒景観を阻害しないよう規制・誘導

【景観に配慮した例】

## ②公衆に対する危害の防止

老朽化により事故が発生するおそれがある。

⇒屋外広告物の倒壊等による直接的危害

⇒見通し不良や信号機，道路標識等の妨害による間接的被害

〔具体的な施策〕

## ①屋外広告に対する規制

禁止地域・許可地域・禁止物件　など

## ②屋外広告物業者の適正化

屋外広告業登録制度

いずれも地方自治体が定める条例等にて具体的な規制内容を定める

# 1．屋外広告物制度とは

〔屋外広告物法〕
地方自治体が条例を制定する場合の基準となる事項を定めるもの。
⇒実際の屋外広告物規制は，地方公共団体が法に基づき条例や規則等を定めて行っている。

〔宮城県内の制定状況〕
◆ 宮城県（都道府県）・・・・・昭和49年施行
◆ 仙台市（政令市）・・・・・・・平成元年施行
※各条例・規則は国が示している屋外広告物条例ガイドライン（案）を参考に定めている。

# 2. 改正の内容

## 〔改正の背景〕

**札幌市（H27. 2）**

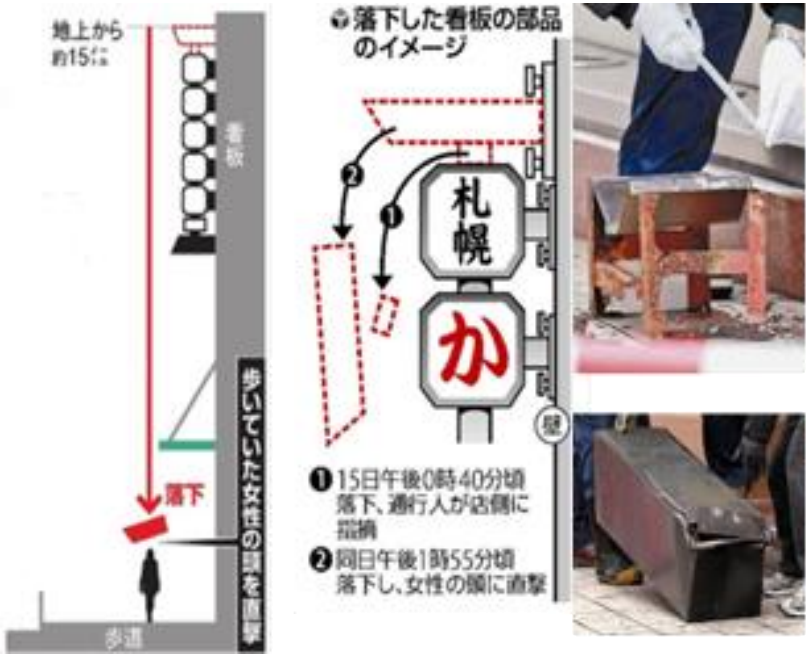


老朽化等により札幌市内の飲食店の看板が落下し，20代女性にあたり意識不明となる事故が発生。札幌地裁は業務上過失致傷で副店長に罰金40万円を言い渡した。

**帯広市（H29. 4）**

帯広市の金融機関で重さ2トンのポール看板が倒壊。負傷者はいないが，看板が大きかったことから全国で報道された。（設置後40年以上経過していたが，倒壊1年半前の点検で異常なしとされていた。）

看板の安全対策が全国的な課題。

これらの状況を踏まえ，本県でも条例・規則を改正。

# 2. 改正の内容

〔主な改正点〕

## ①広告物の管理義務の改正

⇒広告物の「所有者」「占有者」も広告物を良好に保持すべき者として明示。

⇒表示や設置をやめる際に広告物を「除却」することを管理義務として明示。

## ②広告物の管理者設置義務の改正

⇒許可を受けた広告物の表示者，設置者は県内に住所，事業所，営業所を有する者であっても必ず管理者を設置し，届け出なければならない。（はり紙等の簡易広告物，移動広告物及びアドバルーンを除く。）

⇒広告物の上端までの高さが4mを超えるもの，許可期間が1年を超えるものは「資格を有する者」に管理させなければならない。

## ③広告物の安全点検制度の新設

⇒全ての広告物において，定期的な安全点検の実施を義務づける。

⇒詳細な点検（標準点検）を実施する場合は「資格を有する者」が点検を実施しなければならない。

⇒許可の更新の際に安全点検の結果報告を行わなければならない。（平成30年7月1日から施行）

# 2. 改正の内容

〔資格を有する者〕

- ◆ 屋外広告士
- ◆ 職業訓練指導員，広告美術仕上げ技能士，職業訓練修了者※1
- ◆ 第1種，第2種電気工事士（電柱類広告に限る）
- ◆ 自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者（電柱類広告に限る）※2
- ◆ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会を修了した者
- ◆ 業界団体※3が開催する点検技能講習を受講した者

※1　広告美術科にかかるもの。

※2　平成33年3月31日までは電柱類広告以外の広告物についても点検者，管理者になることができる。

※3　（一社）日本屋外広告業団体連合会，（公社）日本サイン協会

# 2. 改正の内容〔①広告物の管理義務の改正〕

## 〔広告物を良好な状態に保持する義務がある者〕

### 改正前

「表示者」「設置者」「管理者」

所有者・占有者は設置者に含まれているものとして条例を運用。

条文中に明示がなく，所有者，占有者が広告物の管理に責任を負っていることが不明瞭となっていた。

### 改正後

「表示者」「設置者」「管理者」
＋
「所有者」「占有者」

条例に明示し，責任の所在を明確化。

《条例第12条》（管理義務）
　広告物等を表示し，若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し，若しくは占有する者は，当該広告物等に関し，補修，除却その他必要な管理を怠らないようにし，良好な状態に保持しなければならない。

# 2. 改正の内容〔①広告物の管理義務の改正〕

## 〔広告物の管理の内容〕

### 改正前

「補修その他必要な管理」

「その他必要な管理」に除却も含まれるものとして条例を運用。

条文中に明示がなく，除却の義務が不明瞭。また,骨組みだけ残されるケースが多発。

【骨組みだけ残された広告物】

### 改正後

「補修，除却その他必要な管理」

条例に明示し，骨組み等の所有者にも除却義務があることを明確化。

《条例第12条》（管理義務）
　広告物等を表示し，若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し，若しくは占有する者は，当該広告物等に関し，補修，除却その他必要な管理を怠らないようにし，良好な状態に保持しなければならない。

# 2. 改正の内容〔②広告物の管理者設置義務の改正〕

## 改正前

- ◆ 県内に住所等を有する広告物の許可申請者は，管理者の設置は不要。
- ◆ 許可申請者が県外の者の場合，県内に住所等を有する管理者を置かなければならない。
- ◆ 管理者に関する資格要件はなし。

- ◆ 専門的な知識・技術を持つ者による適切な管理が必ずしも担保されない。
- ◆ 広告物の安全対策は管理者の判断に委ねられ，実効性のある安全確保が十分とはいえない。

## 改正後

- ◆ 許可申請者の住所に関係なく，必ず管理者を設置する。（はり紙，立看板，広告幕等の簡易広告物，移動広告物，アドバルーンを除く。）
- ◆ 規則で定める広告物は資格を有する者を管理者としなければならない。

許可を受けた広告物の管理を専門的知識を有する者が行うことで，適切な管理が期待できる。

《条例第１２条の２》（管理者設置義務）

この条例の規定による許可を受けて広告物等（規則で定めるものを除く。）を表示し，又は設置する者は，当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

２　規則で定める広告物等にあっては，前項の広告物等を管理する者は，法第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

# 2. 改正の内容〔②広告物の管理者設置義務の改正〕

〔資格を有する者による管理が必要な広告物〕

許可を要する広告物のうち，

(1)地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物

(2)許可期間が1年を超える広告物

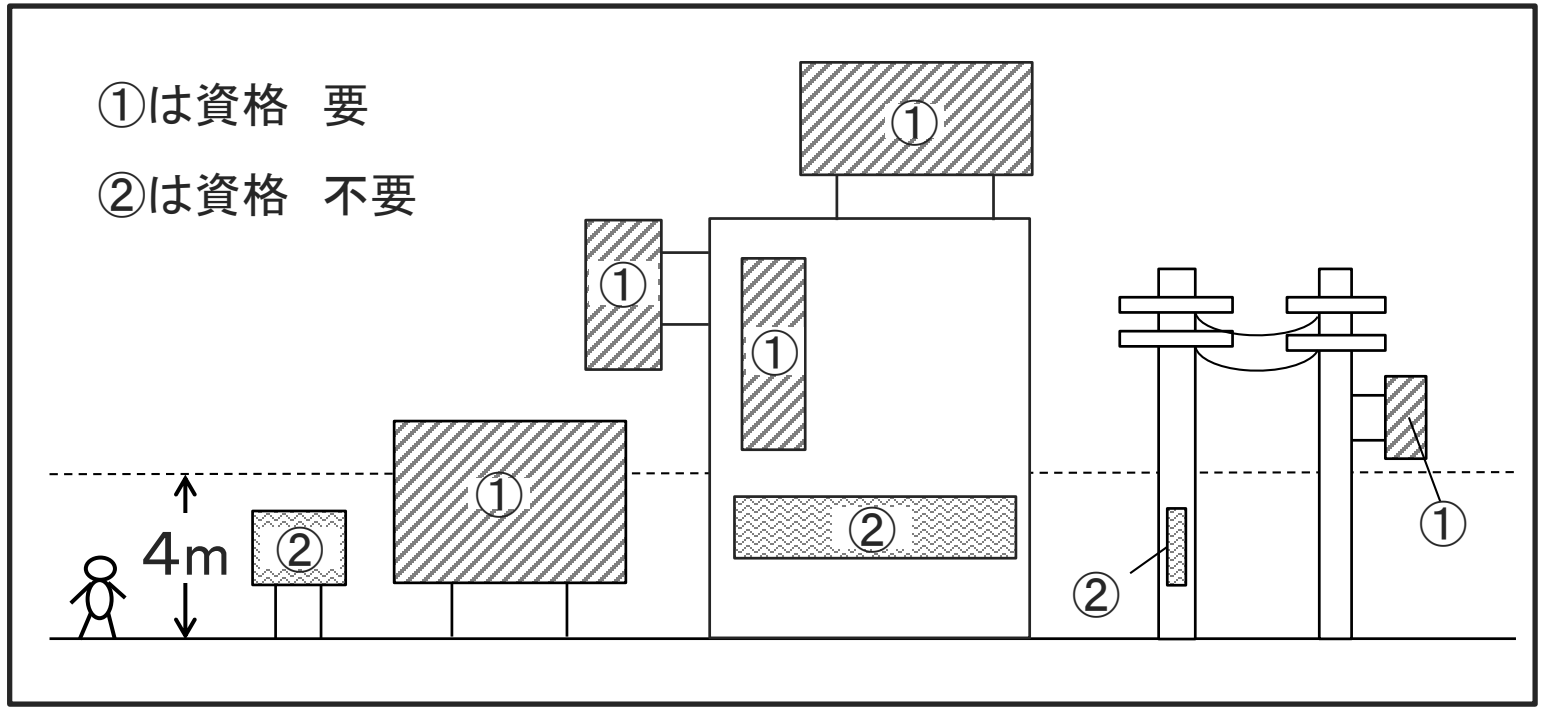

# 2. 改正の内容〔②広告物の管理者設置義務の改正〕

## 〔屋外広告物表示（設置）許可申請書及び管理者設置等届出書様式の変更〕

別添資料と一緒にご覧ください。

管理者設置義務の改正により，一部の申請書様式内容が変更されます。

### 【屋外広告物表示（設置）許可申請書】

- 管理者欄において，「職業」⇒「資格の名称」となり，「資格を有する者」の名称を記載するように変更。

### 【管理者設置等届出書】

- 「広告物等の種類」欄を選択式に変更。
- 「許可した個数」「表示面積」の欄を削除。「高さ」の欄を追加。
- 「管理者の設置」「管理者の廃止」欄を削除。
- 「新たな管理者（表示者又は設置者）」「従前の管理者（表示者又は設置者）」の欄を追加。

# 2. 改正の内容〔③広告物の安全点検制度の新設〕

〔点検の実態〕

◆点検義務がなく，実施するか否かは当事者の判断に委ねられていた。

◆費用がかかるため，所有者等が点検を躊躇し，放置されているものも多い。

↓

広告物による事故が多発している現状を踏まえ，条例で点検実施の義務を明確化。

《条例第12条の3》（点検）

　広告物等を所有し，又は占有する者は，その所有し，又は占有する広告物等について，規則で定めるところにより，屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に，当該広告物等の本体，接合部，支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし，規則で定める広告物等については，この限りでない。

２　知事は，公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には，広告物等を所有し，又は占有する者に対し，前項の点検の結果の提出を求めることができる。

# 2. 改正の内容〔③広告物の安全点検制度の新設〕

| | | |
|---|---|---|
| 点検する義務を負う者は？ | ⇒ | 広告物の「所有者」「占有者」 ⇒ 資格を有する者に点検させる。<br>注）目視点検は資格がなくても点検可能であるため，自ら実施してもよい。<br>標準点検を行う場合でも，自分が資格を有する者であるならば自ら点検してもよい。 |
| 点検が必要な広告物は？ | ⇒ | 下記の広告物を除く全ての広告物<br>・はり紙，立看板，広告幕，移動広告物，アドバルーン<br>・法令の規定により表示し，又は設置するもの<br>・国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し，又は設置する広告物<br>・公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらを掲出する物件<br>・公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物<br>又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの<br>⇒許可不要の自家用広告物や管理用広告物も点検を実施する必要がある。 |
| 点検の実施時期は？ | ⇒ | ・広告物の表示，設置，変更，改造時<br>・災害の発生時又は発生後<br>・3年以内ごとに1回以上<br>・知事が特に必要と認めるとき<br>・許可の更新をする際は申請前3ヶ月以内 |
| 点検の方法は？ | ⇒ | 点検の実施時期により「標準点検」又は「目視点検」を行う。 |
| 点検に必要な資格は？ | ⇒ | 「標準点検」⇒「資格を有する者」が実施しなければならない<br>「目視点検」⇒資格は問わない（誰でも実施可） |

# 2. 改正の内容〔③広告物の安全点検制度の新設〕

## 〔安全点検の方法〕

**標準点検**

資格を有する者が概ね60センチメートル以内に近づき，目視，触診，打診及び検査により広告物の外部及び内部について点検すること。

**目視点検**

広告物の各部における傷，汚れ，変形，さび等の状態について目視により点検すること。（資格要件はなし。）

## 〔安全点検の実施時期〕

<table>
<tr><th rowspan="2">表示，設置，<br>変更，改造時</th><th rowspan="2">災害の発生時<br>又は発生後</th><th colspan="2">広告物の設置年数</th></tr>
<tr><th>10年以内</th><th>10年超又は不明</th></tr>
<tr><td rowspan="2">標準点検</td><td>目視点検</td><td>目視点検</td><td rowspan="2">3年以内ごとに標準点検</td></tr>
<tr><td colspan="2">目視点検で安全性の判断ができない場合標準点検</td></tr>
</table>

⇒許可更新時は別途申請前3ヶ月以内に点検を実施する必要がある。

# 2. 改正の内容〔③広告物の安全点検制度の新設〕

## 〔安全点検結果の報告〕

(1)広告物の許可の更新をする場合は，申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果を記録した報告書（以下「点検報告書」という。）を申請書に添付しなければならない。

（注意）点検実施の義務を負う者　⇒　広告物の「所有者」「占有者」
点検報告書の提出義務を負う者　⇒　広告物の「許可申請者」

(2)点検報告書には次の事項を記載しなければならない。

・広告物の種類及び設置場所
・点検年月日（電柱類広告以外は更新申請前3ヶ月以内に点検したものに限る）
・点検者の氏名
・点検方法，点検箇所，点検項目，異常の有無，改善の概要

(3)点検報告書には次の書類を添付しなければならない。

・点検を実施することができる者であることを証する書面の写し（資格証など）
・広告物の全景を撮影したカラー写真（申請前3ヶ月以内に撮影したもの）

⇒点検報告書は上記の項目や資料が記載，添付されていれば任意の様式で可。また、別添資料の点検報告書様式を使用してもよい。

# 2. 改正の内容〔③広告物の安全点検制度の新設〕

## 〔点検箇所及び点検項目〕

| 点検箇所 | 点検項目 |
|---|---|
| 1　基礎部及び上部構造部 | (1)　上部構造全体の傾斜及びぐらつき等<br>(2)　基礎のクラック，支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき等<br>(3)　鉄骨のさび発生及び塗装の老朽化等 |
| 2　支持部 | (1)　鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食，変形及び隙間等<br>(2)　鉄骨接合部（ボルト，ナット及びビス）のゆるみ及び欠落等 |
| 3　取付部 | (1)　アンカーボルト及び取付部プレートの腐食並びに変形等<br>(2)　溶接部及びコーキングの劣化等<br>(3)　取付対象部（柱，壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常等 |
| 4　広告板 | (1)　表示面板及び切り文字等の腐食，破損，変形及びビスの欠落等<br>(2)　側板及び表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形及び欠損等<br>(3)　広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり等 |
| 5　照明装置 | (1)　照明装置の不点灯及び不発光等<br>(2)　照明装置の取付部の破損，変形，さび及び漏水等<br>(3)　周辺機器の劣化及び破損等 |
| 6　その他 | (1)　付属部材（装飾，振れ止め棒及び鳥よけその他付属品）の腐食及び破損等<br>(2)　避雷針の腐食及び損傷等<br>(3)　その他知事が指定する点検箇所及び点検項目 |

# 2. 改正の内容〔④各種改正の経過措置等〕

## 〔管理者設置義務の経過措置〕

既に許可を得ている広告物は許可期間満了の日までは次の義務が課されない。

- ◆ 表示者，設置者が県内の者であるため，管理者を設置していない広告物について，改めて管理者を設置すること。
- ◆ 地上から広告物の上端までの高さが4m超又は許可期間1年超の広告物について，改めて資格を有する者を管理者として設置すること。

⇒既に許可を得ている広告物は許可期間満了日までは改正前の条例と同じ取り扱いとなる。

**経過措置が適用されるもの**

⇒改正前（～H30．3．31）の条例で許可を得ているもの

**経過措置期間**

⇒許可期間が満了する日まで

（注意）

- 経過措置が適用されるものは「改正前の条例で許可を得ている広告物」です。
- したがって、改正後に許可（更新・変更の許可を含む）を受けた場合は経過措置の適用はなく、資格を有する管理者の設置が義務づけられます。

# 2. 改正の内容〔④各種改正の経過措置等〕

〔許可更新時の点検結果報告〕

許可更新時の点検結果報告については平成30年7月1日以降に申請されたものから適用となる。

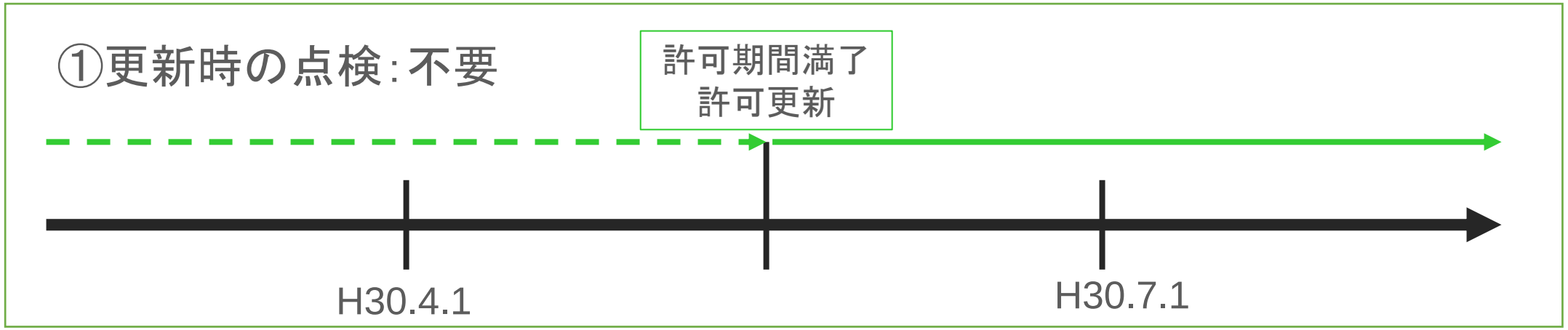


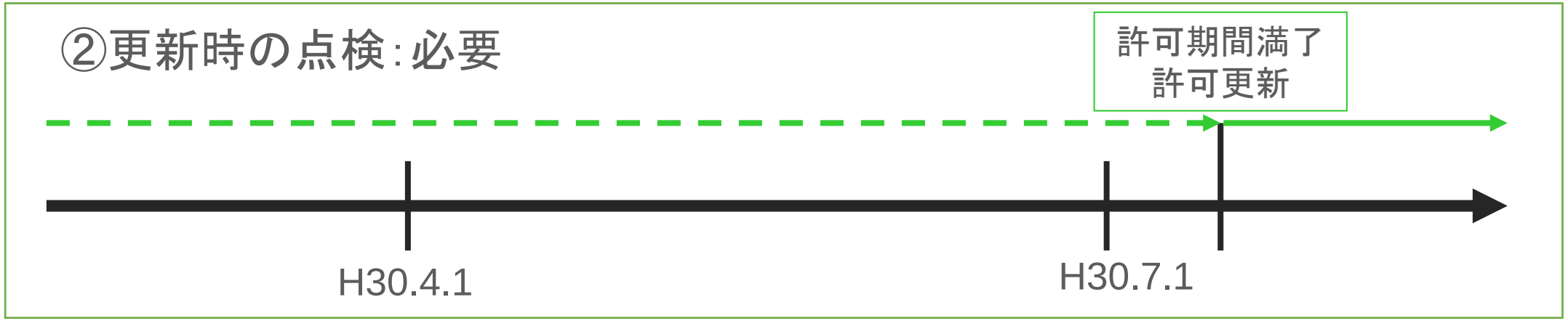

# 3. 宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン

〔ガイドラインの制定〕

宮城県では安全点検の際の参考となるガイドラインを定めている。

【内容】
- 屋外広告物の安全点検制度
- 屋外広告物の種類と安全点検のポイント
- 参考資料（安全点検結果の報告様式　ほか）

規則で定める点検箇所や点検項目について，詳細に説明している。

# 3. 宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン

〔掲載例〕

点検箇所を図で示している。
（左図は突出看板の例）

広告物の種類ごとの特性のほか，
各箇所ごとに劣化の事例や点検時
のポイントが示されている。

■突出看板の各部の名称

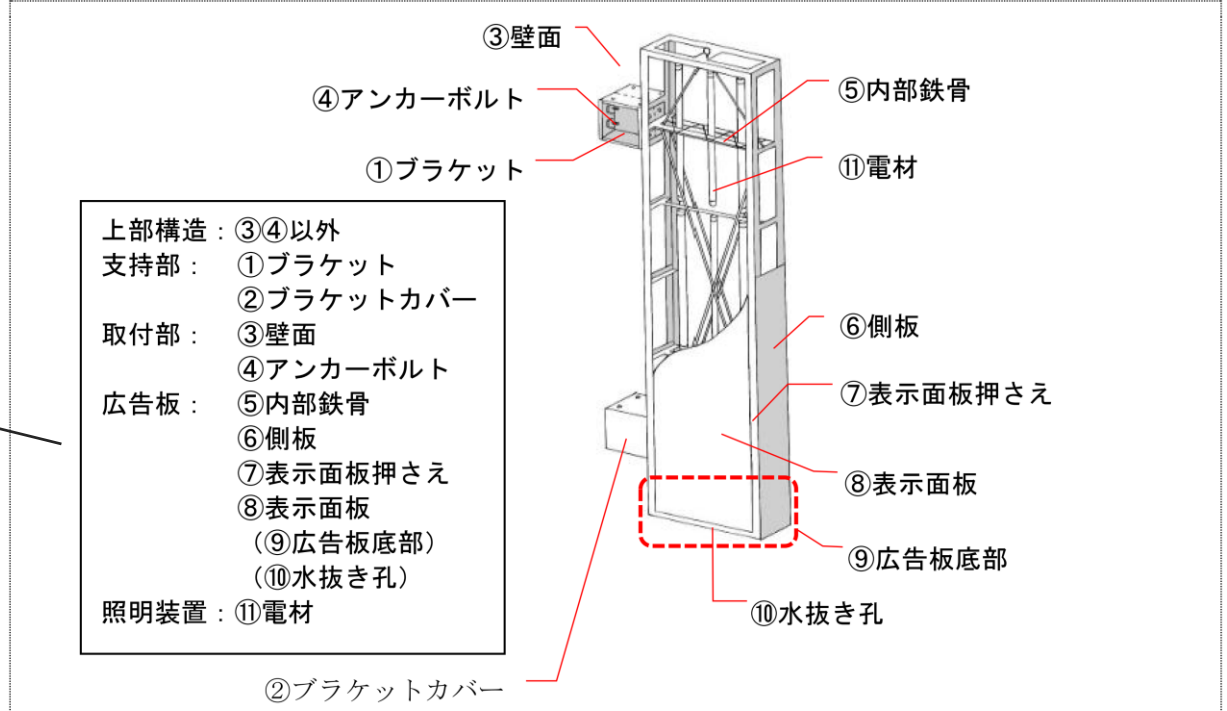


上部構造：③④以外
支持部：　①ブラケット
　　②ブラケットカバー
取付部：　③壁面
　　④アンカーボルト
広告板：　⑤内部鉄骨
　　⑥側板
　　⑦表示面板押さえ
　　⑧表示面板
　　（⑨広告板底部）
　　（⑩水抜き孔）
照明装置：⑪電材

※　図は，一般的な構造を示したものであり，形状を特定するものではない。
（出典：屋外広告物点検技能講習テキスト　Ver.1.00（平成 28 年 12 月，（公社）日本サイン協会・（一社）日本屋外広告業団体連合会）に加筆）

宮城県屋外広告物安全点検ガイドラインP14より抜粋

# 3. 宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン

## 〔安全点検結果の報告様式〕

別添資料と一緒にご覧ください。

条例上，屋外広告物を良好な状態に保持するという管理義務は，表示者，設置者，管理者，所有者，占有者に課されており，今回の安全点検報告書は同者の責任のもと，良好かつ安全な状態である旨を許可権者に報告するものとなる。

### 【第１面】について

- ◆ 屋外広告物許可更新申請書とともに提出する。
- ◆ 点検実施者に関する情報を記載する。
- ◆ 報告者は広告物の許可申請者（広告物の設置について責任を負う者）となる。
- ◆ 点検実施者が複数おり，書面が足りない場合は別途本様式又は任意の様式により提出する。
- ◆ 点検実施者の資格を証する書面の写しを添付する。

# ３．宮城県屋外広告物安全点検ガイドライン

## 〔安全点検結果の報告様式〕

別添資料と一緒にご覧ください。

### 【第２面】について

- ◆ 個別の広告物ごとに作成し，提出する。
- ◆ 広告物の設置年数によって実施する点検方法が異なる。
  （設置後１０年以内：目視点検，１０年超又は設置年数不明：標準点検）
- ◆ 改善の概要欄について
  ⇒補修を行った場合はその内容を記載する。異常有りの場合，その後行う危険防止の措置に応じて記載が必要となる。

「経過観察」「計画的改善措置」の場合・・・設置して問題ないとする理由や，今後の改善計画を記載する。

「補修又は除却」の場合・・・原則として異常の状態が改善されない限り許可できないものとなる。

### 【第３面】について

- ◆ 第２面に記載しきれない情報がある場合に作成する。

# 4. 最後に

点検は，広告物を安全に保つための「手段」であり，「目的」ではありません。

看板オーナーに対して，安全への理解を促すことも屋外広告業者の社会的使命です。

点検や管理を通じて，広告物を良好な状態に保持し，魅力ある街並みづくりに御理解御協力くださいますようお願いいたします。

（別添資料４）

| | | 改正後 | 改正前 |
|---|---|---|---|
| 条例 | 管理義務を負う者 | 「所有者」「占有者」を明示 | 「所有者」「占有者」は未記載（設置者に包含） |
| | 管理義務の内容 | 「除却」を明示 | 「除却」は未記載（その他管理義務に包含） |
| | 管理者設置義務 | 許可を要する全ての広告物に管理者を設置<br>（規則で定める広告物を除く） | 県外の者が表示者、設置者の広告物<br>（県内の者を管理者として設置） |
| | 管理に資格を要する広告物 | 規則で定める | 記載なし |
| | 点検の義務付け | 全ての広告物に点検義務付け（規則で定めるものを除く） | 記載なし |
| 規則 | 点検報告書の提出義務 | 許可更新時（申請前3ヶ月以内に点検したものに限る） | 記載なし |
| | 点検報告書の添付書類 | ・点検実施者の資格証（写し）<br>・申請前3ヶ月以内に広告物の全景を撮影したカラー写真 | 記載なし |
| | 点検時期・点検方法 | ・表示、設置、変更、改造時、設置後10年超・・・標準点検<br>・災害発生時・発生後、設置後10年以内・・・目視点検 | 記載なし |
| | 管理者設置不要の広告物 | はり紙、立看板、広告幕、移動広告物、アドバルーン | 記載なし |
| | 管理に資格を要する広告物 | (1)地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの<br>(2)許可期間が1年を超えるもの | 記載なし |
| | 点検不要の広告物 | 条例第5条1項の広告物、はり紙、立看板、広告幕、移動広告物、アドバルーン除く） | 記載なし |
| | 管理者及び点検者の資格 | 屋外広告士，屋外広告物講習会修了者（電柱類広告に限る）※1，職業訓練指導員，広告美術仕上げ技能士，職業訓練修了者，1・2級建築士の屋外広告物講習会修了者，1種・2種電気工事士（電柱類広告に限る），その他知事が認める者※2<br>※1　H33.3.31までは電柱類広告以外も点検，管理可。<br>※2　業界団体が開催する点検技能講習を受講した者。 | 記載なし |